

令和5年

第28回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年6月27日(火)

伊勢原市農業委員会

第28回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年6月27日（火） 午前10時30分から午前11時15分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

麻生 伸一、市川 正美

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 (開会 午前10時30分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第28回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議 長] それでは、只今から、第28回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、8番・麻生伸一委員と9番・市川正美委員の両名をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案5件の計12件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから4ページをご覧ください。内訳は、比々多地区で1件、成瀬地区で2件、伊勢原地区で1件、大田地区で1件の届出を受理しています。なお、4号の方は第三者への斡旋を希望しており、その他の方はいずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の3件、成瀬地区の4件、大田地区の1件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和43年11月に一般個人住宅に、2号の2については、平成15年6月に駐車場に、2号の3については、昭和55年2月に集合住宅に、2号の4については、平成元年11月に集合住宅に、2号の7については平成3年頃に資材置場と駐車場に、2号の8については、昭和41年に借家に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。また、2号の5については、一般個人住宅に、第2号の6については、集合住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区の4件及び比々多地区の1件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1から5号については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は高森7丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年5月30日、対象農地の明細は11頁です。高森7丁目に9筆、面積は2,258平方メートル。6月5日に事務局で現地調査を行い、柿、梅、栗やネギ、トマト、とうもろこし等の露地野菜の作付けを確認しています。6月6日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は白根にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月5日、対象農地の明細は12頁です。白根字谷戸に1筆、面積は877平方メートルです。6月8日に事務局で現地調査を行い、柿の植栽を確認しています。6月9日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月6日、対象農地の明細は13頁～14頁です。小稲葉字枝に3筆、同字枝下に12筆、同字下野原に4筆、合計19筆、合計面積は7,102平方メートルです。6月8日に事務局で現地調査を行い、トマト、ネギ、ナス、小麦の栽培を確認しています。6月9日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4、申請人は厚木市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年6月9日、対象農地の明細は15頁です。小稲葉字七曲に1筆、面積は956平方メートル。6月12日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付けを確認しています。6月13日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 今回、1件の届出がありました。
報告第5号の1、図面番号は1番です。併せて公図及び造成計画図等をご覧ください。

届出場所は、上谷字反町の1筆、面積は944平方メートルです。盛土高さは1メートル未満、盛土量は900立方メートルです。水田から飼料畑に転換します。

届出人は上谷の方で、造成業者は秦野で建設業を営んでいる方です。

施工場所の南側は畑、北側は水田、東側は排水路、西側は用水路と農道となっています。境の形状は30センチメートルの離れを取って29度の法面とします。

使用する土は、高森の宅地造成現場の赤土を搬入します。

5月18日に現地調査を行い、関係機関との事前相談については道路占用許可申請を提出するとのことでした。

届出日は令和5年5月23日、工期は令和5年5月25日から令和5年6月30日までです。

6月2日に工事完了の報告があり、台風3号の大雨の後の6月7日に現地を確認したところ、特に問題なく仕上がっていたことを併せて報告します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地造成工事届出書の提出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【 質問なし 】

[議長] 報告第6号、農業用施設への農地転用届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 届出は1件です。報告第6号の1、図面番号は2番です。
建築敷地面積が200平方メートル未満の農業用施設は農地法第4条の転用許可申請は不要となります。
申出人は神戸の方です。
届出地は、神戸字両毛の1筆の一部、面積694平方メートルのうちの敷地面積157.72平方メートル分に鉄骨造平屋建ての69.55平方メートルの物置を建設する計画です。
3月27日の総会議案で農用地区域の用途変更について意見照会を行い、5月18日付けで市長から用途変更が決定した旨の通知があり、農業委員会へ農業用施設の届出が提出されましたので報告をいたします。
以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農業用施設への農地転用届出書の提出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願い

たします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり高部屋地区の1件、大田地区の1件について、専決により通知を受領しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第7号の1については、経営規模縮小のため解約に至ったものです。

次に、7号の2については、この後審議する議案第3号の2に伴う農地造成のため一時的に解約をするものです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、伊勢原地区で1件、比々多地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は申橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は20頁です。

申請地は、申橋字佃に1筆、同字石橋に3筆、合計4筆、面積は3,384平方メートルを特例農地として申請しています。

6月12日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑には梨、ブドウ、柿やジャガイモ、田では水稻の作付けが確認され適正に管理されておりました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 6月12日に事務局と現地確認を行いまして、6月23日には比々多地区委員全員で確認を行いました。事務局の説明とおり別段問題はないと判断しました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は3番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は日向字渋田の3筆の一部、面積2,898.16平方メートルのうち676.98平方メートル、畦畔を含めるので全体面積は728.39平方メートルとなります。貸駐車場として転用するものです。

申請人は、日向の方です。

申請理由は、近くの病院の従業員から駐車場の要望があり土地所有者の費用で駐車場を整備して貸し出すものです。

病院からは少し離れますが、相談開始から2年近く他の候補地を当たりましたが適地無く、市道から幅3メートル延長40メートルの進入路を設けて24台分の駐車場として転用します。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がり

10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、駐車場周囲には10センチメートルの高さの土留めを設置し、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は浸透施設を設けて処理します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、6月15日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第2号の2、図面番号は4番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は見附島字木ノ元の3筆、面積594平方メートルとなり、貸駐車場として転用するものです。

申請人は、下糟屋の方です。

申請理由は、歌川産業スクエアー内の工場の従業員から駐車場の要望があり土地所有者の費用で駐車場を整備して貸し出すものです。

この工場は団地内に駐車場持っていますが、そこに新しい工場を作るため、従業員駐車場を追い出す必要がありました。近くを探していたところ、20台分の駐車場と自転車・バイク用の臨時駐輪場として農地を転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、雨水は浸透施設を設けて土砂等の流失を防ぎます。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、6月15日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

以上になります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 6月24日に農業委員2名、推進委員2名の4名で現地確認を行いました。近くで農作業している方に話を聞いて現地の状況もわかり、事務局の説明とおりに特に問題は無いと委員の意見が一致しました。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

- [委 員] 6月20日に成瀬地区委員4名で現地確認を行いまして、周囲は駐車場
で住宅は無く真上には第2東名も通っており、雨水対策もしっかりし
ているので、特に問題は無いと考えます。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入
ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお
願いいたします。
 【 質問なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
 議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛
成の委員の挙手を求めます。
 【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可
相当とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願い
いたします。
 【 質問なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
 議案第2号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛
成の委員の挙手を求めます。
 【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可
相当とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
について、事務局から説明をお願いします。
- [事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業
委員会の意見を求めます。
 今回、1件の申請がありました。
 議案第3号の1、図面番号は5番です。併せて、公図、参考図をご覧
ください。

[事務局]

申請地は沼目1丁目の3筆、合計面積は3,475平方メートルで、南側と西側と東側は市道、北側は桃の畑に囲まれています。

譲渡人は市内沼目の3名の農家です。譲受人は桜台3丁目の不動産会社です。

申請地は農振農用地内で西部用水の受益地、南側の半分は栗畑で自作農家です。北側の半分は別の耕作者が飼料、トウモロコシ・ソバなどを作付けしている畑ですが、排水が悪く雨の後に滞水があり、少量の雨でもぬかるんだ状態で収穫量の低下・品質の悪化があるため、市道より50センチメートル高い位置を基準に盛土して耕作条件を改善します。

貸借条件が変更するため、貸借契約中では農地造成の手続きはできません。

造成工事中は耕作できないため、耕作者は地代を支払う必要はありません。農地造成が不適切な工事となった場合、耕作できなくなります。よって、畑の貸借契約は6月9日に合意解約の申出を受けています。造成工事は、土地所有者と造成事業者の責任において行われることとなります。工事完成後、耕作に適していれば、再度貸借契約を結ぶことになっています。

工事期間は4ヶ月間の使用貸借契約で一時的に農地に重機が入りますので、一時転用として農地法第5条の申請となります。

農地造成の規模が1,000平方メートル以内かつ盛土高1メートル以下であれば、軽易な農地造成として農業委員会への届出で済みますが、今回はそれ以上の規模ですので県知事許可の対象となります。

盛土の最大高さは1.6メートル、埋立て土量は4,165.20立方メートルです。市内高森の造成現場が搬入元となります。輸送経路は国道・県道を主に通行します。

敷地境は29度の法面勾配とし30センチメートルの離れをとり隣地に流出しないよう被害防除します。

他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者とは協議済みで、事業周知を図り安全な施工を実施します。

一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

6月20日県担当者の現地調査を受け、対象地が3,000平方メートル以上のため、6月29日に県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、7月19日に常設審議会委員会に出向き諮問を行います。そこで特に問題なしとなった場合に、県知事に副申します。今回の申請に対して付け加える点がありますので、もう少し説明を続けます。先日北側の桃畑の地主から「わたしの提案」が市長宛に提出されました。

- [事務局] 内容は、多岐に渡りますので、関係各課に検討を依頼しています。農業委員の現地調査に当たりましたが、内容を確認した上で現地を見て回るようお願いしています。
- 事務局としての考えはまとまっており、議案として提案することに問題は無いと判断しています。よろしくお願いします。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- [委員] 事務局の説明とおりです。6月3日に施工業者と現地確認を行いました。6月22日には地区委員4名と近隣で農作業をしておりました地権者と現地確認を行いました。この場所は昭和43年頃まで水稻を栽培しており、その後、埋立て果樹栽培等を行い、今回その部分を嵩上げしたいということです。地形的に見ても水が集まる場所です。既存の排水側溝、設置等に影響がないよう農地造成することを望みます。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [委員] 先ほどの説明で隣接農地の人が提案なされたということですが、反対意見をされているのか、それとも要望をしているのか。
- [事務局] 内容は多岐にわたっており、要望事項も含まれています。窓口に2度来られましたが隣接者が市に言う内容ではないので、施工業者と良く話し合い、話し合った結果を持ってくるというのがルールですと話をしましたが、提案が出されました。
- [委員] 何で質問したかと言うと、農業委員会が許可することによって他の問題点が発生するということならそれを聞かないと判断できない。
- [事務局] 桃畑と造成地の間はVの字になる。その農地造成の形状にそれぞれ賛成・反対の意見があると思われるが、造成が農業に影響があるのかないのか、ということで桃畑の地主は桃が上手くできなくなるということをおっしゃっていました。

[委 員] V字になった真ん中に水路ができるわけですね。U字溝が埋めてあるわけではないですね。

[事 務 局] V字の所は申請者側でU字溝を設置します。

[委 員] 造成地が高くなるから日陰になると言っているのか。

[事 務 局] 日陰のことは言っていない。

伊勢原では自分しか桃をやっていないので大事にしていると言われて、色々な人から話を聞いて、提案してくださる方です。

基本的には周りの人の意見を市や農業委員会が直接受けることはないです。まず業者が意見を受けて、その結果を農用委員会に持ってきていただいています。文句を言われたから不許可にしたり、繰り延することはありません。

[委 員] 隣接農地への水はけに関しては問題ないと理解してよいか。

[事 務 局] 隣接農地へは降った雨が行かないように勾配を設計しており、新設U字溝も設置して、隣の農地の雨対策に配慮した造成工事を事業者が提案しています。

[議 長] 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 今回、1件の証明願がありました。

議案第4号の1、図面番号は6番です、併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は子易字上ノ畑の1筆、面積は89平方メートルです。

[事務局] 経過につきましては、今年4月に境界立ち会いを行い敷地境界を確定したところ、6尺の認定外道路の位置が西側の隣地の中にあり、現在使用中の道は申請地の中にあることが判明しました。

昭和の初め頃から地形は変わっていないので、その頃から申請地は道路と宅地の一部として使用されていた物と思われます。

経過を証明する資料としては、平成11年の道路台帳現地測量図、平成15年の航空写真を提出しています。

申請地の南側は道路、西側と東側は宅地、北側は道路となっており、周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、住宅・事業の用に供する施設又は公共・公益施設に隙間なく取り囲まれていることから第3種農地と判断されます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 6月24日に農業委員2名と推進委員2名の4名で現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明とおりで。

周囲は宅地と道路に囲まれ、近隣に農地に影響はなく、特に問題はありません。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出1件について、説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年7月1日となります。

議案第5号の1、伊勢原地区、田中字天神前の2筆、同地区、伊勢原4丁目の1筆、及び高部屋地区、上粕屋字咳止橋の1筆、計2,391平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約66アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 以上を持ちまして、第28回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前11時15分 終了】

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____